

## 国内経済要録

### △米ドル建輸入ユーチュンス金利および米ドル建現地貸金利の引上げ

本邦甲種外国為替公認銀行では、米国における一流銀行引受手形(BA)レートが、6月28日からさらに1%引き上げられ5%%(90日物)となったのに伴い、米ドル建輸入ユーチュンス金利を一律年利1%引き上げた(改訂後の金利は下表のとおり)。また今回は、米ドル建現地貸金利についても年0.375%の引上げを行ない(この結果一般レート年利7.375%以上、サービスレート年利7.125%以上となった)、いずれも7月7日から実施した。

#### 改定後の米ドル建輸入ユーチュンス金利

|            | %つき       | %なし       |
|------------|-----------|-----------|
| 一般料率(3か月物) | 年7.875%以上 | 年8.125%以上 |
| 中間〃(〃)     | 〃7.75 〃   | 〃7.875 〃  |
| 優遇〃(〃)     | 〃7.625 〃  | 〃7.75 〃   |

4か月物は3か月物の各1%高とする

(注) 「優遇料率」適用先のうち特に優良な企業については、為替銀行の自動的判断に基づき、さらに0.125%以内の引下げを行なうことができる。

### △国債の店頭気配値発表

東京証券業協会では、6月30日から次のような要領で毎週1回、国債の店頭気配交換を行なうことになった。なお、6月30日に発表された第1回気配値は額面100円につき98円50銭であった。

#### (1) 発表銘柄

当面、六分半利国庫債券第1回分(逐次、第2回以降分も発表の予定)。

#### (2) 発表気配

発表気配は、前週月～土曜日に協会加盟の証券会社店頭において顧客との間に成立した額面100万円単位の売買価格(それぞれの最終価格)に基づき、協会内に設置された公社債気配発表管理部会が選定した価格とする(額面100円につき5銭刻みで発表)。

#### (3) 店頭売買価格との関係

店頭気配値が発表されることになった結果、今後店頭取引価格は、次のようにこれを基準として決められることとなる。

#### イ、額面500万円未満の取引の場合

顧客の買付けの場合は、発表気配に額面100円につ

き30銭を加えた額の範囲内の価格、売付けの場合は、30銭を減じた額の範囲内の価格とする。

#### ロ、額面500万円以上の取引の場合

顧客の買付け、売付けいずれの場合も、発表気配に上下0.5%相当額を加減した額の範囲内の価格とする。

#### (4) 発表日

毎週1回(木曜日)発表。ただし、金融情勢の変化等により特に必要と認められる場合はその都度発表することとされている。

### △山一証券の再建計画

山一証券の再建計画については、昨年来、同社と主力3行(富士、三菱、興銀)が中心となって検討が続けられてきたが、このほどその大綱がまとまり、6月11日に山一証券がその概要を発表した。再建案の骨子は次のとおり。

#### (1) 新会社の設立と現山一の営業譲渡

イ、証取法の免許基準に適合する新会社を設立し、これに現山一の商号、営業ならびにこれに関連する資産・負債(対関係会社貸付金、本行特別融資分、3行借入金等は除く)を譲渡する。新山一の発足は9月1日を予定。

ロ、新山一の資本金は90億円とし、現山一40億円、3行各9億円のほか、取引先金融機関および事業法人などが出資。

ニ、新山一は現山一からの営業譲り受けに際し、営業権代として40億円を支払うほか、発足後5年間にわたり、年間手数料収入が一定量を超えた場合、その超過額の一定割合を追加払い分として現山一に支払う。

#### (2) 営業譲渡後の現山一

現山一は、新山一に対する店舗など不動産および電子計算機などの賃貸、関係会社の管理などの業務を行ないつつ、本行特別融資分(以下特融という)の返済にあたる。

#### (3) 特別融資分の返済

イ、昭和41年9月以降、月額214百万円を最低基準額として特融元利払いを行なう。

ロ、前記超過手数料収入による営業権代追加支払分を受け取ったときは、これを特融の返済に充当。

ハ、新山一に有価証券売買益などにより資金余裕が生じたときは、現山一の資産買入れなどの方法により、これを現山一に流し、特融返済財源に充てるほか、現山一が保有する新会社株式、不動産会社が所有する遊休不動産などの売却代金、その他資産処分、債権回収

資金などはいずれも特融の返済に充当。

ニ、営業権代追加払い期間経過後も超過収入により、新山一に資金繰り上の余裕が生じたときは、これを特融返済財源に充当。

(4) 上記主力3銀行およびその他15行の貸付債権の取扱い

イ、3行の貸付債権(新山一への出資相当額を除く)は3年間そのまま現山一に対するものとして残し、その

新山一への移管方法については3年後に協議。金利は日歩1銭とするが、3年間徴収を猶予する。

ロ、15行の貸付債権(新山一への出資相当額を除く)は新山一に対するものに更改し、金利は3年間1銭7厘とする。

ハ、3行および15行の既往棚上げ利息は3年間現山一に棚上げのままとし、その処理については3年経過後、関係者の協議により決定する。



### 〔参考〕

### 昭和40年国民所得

(単位・10億円)

|               | 昭和40年   |         |         |         |          | 対前年同期比(%) |       |       |        |       |
|---------------|---------|---------|---------|---------|----------|-----------|-------|-------|--------|-------|
|               | 1~3月    | 4~6月    | 7~9月    | 10~12月  | 計        | 1~3月      | 4~6月  | 7~9月  | 10~12月 | 計     |
| 個人消費支出        | 3,734.3 | 3,967.3 | 4,077.8 | 4,970.0 | 16,749.4 | 113.2     | 112.9 | 112.0 | 113.4  | 112.9 |
| 政府の財貨サービス経常購入 | 857.3   | 515.7   | 538.0   | 900.6   | 2,811.6  | 114.8     | 108.3 | 105.4 | 117.3  | 112.4 |
| 国内総資本形成       | 2,310.2 | 2,209.8 | 2,233.4 | 3,519.7 | 10,273.1 | 91.8      | 105.0 | 90.1  | 102.8  | 97.6  |
| 総固定資本形成       | 2,481.3 | 2,130.0 | 2,416.3 | 2,660.1 | 9,687.7  | 105.5     | 107.9 | 104.7 | 105.6  | 105.8 |
| 民間            | 1,549.9 | 1,585.4 | 1,754.7 | 1,726.4 | 6,616.4  | 103.9     | 104.7 | 100.9 | 98.8   | 101.9 |
| 住宅            | 334.1   | 447.4   | 468.6   | 489.0   | 1,739.1  | 114.1     | 121.0 | 118.2 | 127.2  | 120.5 |
| 企業設備          | 1,215.8 | 1,138.0 | 1,286.1 | 1,237.4 | 4,877.3  | 101.4     | 99.4  | 95.8  | 90.8   | 96.6  |
| 政府            | 931.4   | 544.6   | 661.6   | 933.7   | 3,071.3  | 108.1     | 118.5 | 116.2 | 121.1  | 115.4 |
| 在庫品増加         | △ 171.1 | 79.8    | △ 182.9 | 859.6   | 585.4    | —         | 61.2  | —     | 95.0   | 42.7  |
| 民間企業          | △ 54.3  | 182.9   | △ 176.2 | 484.9   | 437.3    | —         | 71.0  | —     | 82.0   | 32.7  |
| 政府企業          | △ 116.8 | △ 103.1 | △ 6.7   | 374.7   | 148.1    | —         | —     | —     | 119.6  | 473.2 |
| 経常海外余剰        | △ 9.7   | 66.2    | 161.5   | 152.1   | 370.1    | —         | —     | —     | —      | —     |
| 合計(国民総支出)     | 6,892.1 | 6,759.0 | 7,010.7 | 9,542.4 | 30,204.2 | 108.2     | 112.6 | 105.3 | 109.9  | 109.0 |